

種類株式と自己株式買受規制についての論点整理

種類株式は、銀行等の資本充実や企業の再生の手法として、近時かなり広汎に利用されるようになってきている。しかし、種類株式の取扱いについては解釈が必ずしも統一されていない法律上の論点も少なからず存在する。その中で、強制償還株式、義務償還株式並びに任意償還（買受及び利益による消却）株式のそれぞれの償還（買受）について、商法第 210 条以下の自己株式買受規制が適用されるか¹については、解釈が必ずしも統一されているとは思われないので、以下において若干の整理と検討を試みる。不明確な問題が残る点については、早期に立法的な措置も含めて明確化が図られるべきである。

まず、償還株式とは、会社の買受け又は利益による強制消却が予定された特別の種類株式（商法第 222 条第 1 項第 3 号、第 4 号）である。このうち償還の選択権が会社にあるものは随意償還株式、株主にあるものは義務償還株式といわれる。随意償還株式には、会社が株主の意思にかかわらず株式を消却できる強制償還型と株主から契約により買い受ける任意（買入）償還型（買受後に消却するか否かは会社の自由）の 2 つがあり²、ここでは前者を強制償還株式、後者を任意償還株式という。なお、厳密には商法第 222 条第 1 項第 3 号と第 4 号が種類株式の内容を「株式ノ買受」、「利益ヲ以テスル株式ノ消却」について区別していることから、「買受」株式と「消却」株式を別々に検討する必要がある³。したがって、ある会社の定款がある種の償還株式を規定している場合に、それが「買受」株式を規定しているのか、「消却」株式を規定しているのかを、明確にする必要がある⁴。

¹ この点については、法律上は、そもそも自己株式の買受がなされているか、商法第 210 条第 1 項に定める「買受」にあたるか、償還株式に関する商法第 222 条第 1 項第 3 号又は第 4 号が、同法第 210 条第 1 項の適用の例外とされる「別段ノ定」にあたるかという問題であると考えられる。なお、自己株式買受規制は、具体的には、取得財源規制（配当可能利益規制（商法第 210 条第 3 項））をどう考えるか、定時総会普通決議（定時総会の普通決議による授權）を要するか、期末の財産状況に基づく買受断念義務（商法第 210 条ノ 2）が及ぶのか、買受自体に定時総会の特別決議を要するか、他の株主の売却参加権に服するのか、の 5 点に整理される（神田秀樹・武井一浩編著「新しい株式制度」78 頁）。この点、2003 年 9 月 25 日の施行の改正商法による自己株式買受（商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号）の場合は、上記自己株式買受規制のうち、取得財源規制の範囲（定款授權の場合の自己株式取得財源は、中間配当財源を限度とする。同条第 3 項）、及び の手続並びに の規制（定款授權の場合には、市場取引又は公開買付けの方法によらなければならない。（同条第 1 項第 2 号、商法第 210 条第 9 項））の有無が異なる自己株式取得方法を採用し得ることとなるが（ の買受断念義務に関しては上記と同様）本書における検討は、上記自己株式買受規制の内容の相違及びこれに係る適用条文の相違以外の点では、かかる改正の商法の下でも同様に妥当するものと思われる。

² 江頭憲治郎「株式会社・有限会社法（第 3 版）」134 頁

³ したがって、論理的には、強制消却株式、強制買受株式、義務消却株式、義務買受株式、任意消却株式及び任意買受株式の 6 つの類型があり得る。それぞれの類型に関する規制については、別紙に整理を試みたので参照されたい。

⁴ 平成 13 年 6 月改正商法施行前からの定款においては、強制償還株式については、「当社は、年月日以降はいつでも株式の全部または一部を、1 株につき円で償還することができる。」又は「当社は、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過後はいつでも、当該取締役会で定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる償還価額で、株式の全部または一部を償還することができる。」というような規定がなされている例が多いものと思われる。上記のような強制償還株式の定めがあった場合、「償還」という文言上からは「買受」株式か「消却」株式かは必ずしも明確でないが、原則として、当該株式を一方的になくそうとするものとして、「消却」株式として解釈すべきである。一方、任意償還株式に関しては、定款に「当社は、いつでも株式を買入れ、

1. 強制償還株式

学説上、強制償還株式の償還については、自己株式買受規制の適用があるとする見解がある⁵。

これに対して、強制償還株式の償還には、自己株式買受規制の適用はないが、契約によって利益配当規制を回避することはできないことから、自己株式買受規制のうち取得財源規制（商法第 210 条第 3 項）のみは適用されるという見解も主張されている⁶。

さらに、この点に関して、商法第 213 条の規定に従って強制消却がなされる場合には、そもそも商法第 210 条の「買受」に該当しないため同条の自己株式買受規制は適用されないとの見解も主張されている⁷。

上記については議論が十分に尽くされていないというのが現状と思われる。そもそも、「買受」株式と「消却」株式が十分に区別して議論されているか疑問である。当該強制償還株式が強制「消却」株式であるとすれば、強制消却が会社が株主から株式をいったん取得することなく、株主が株式を保有する状態のまま消却する手続であること⁸から、強制消却がなされる場合には、そもそも自己株式が取得されていないと考え、自己株式買受規制は適用されないと解釈することが合理的であると考えられる⁹。ただし、商法第 222 条第 1 項第 4 号及び第 213 条第 1 項が「利益ヲ以テスル」と定めていることから、かかる強制消却は配当可能利益の範囲内で行わなければならない¹⁰。

なお、上記のとおり、強制「消却」株式の消却手続については、強制消却に関する商法第 213 条の規定に服するものと考えられる。具体的には、償還を行う旨及び一月を下らない一定の期間内に株券を会社に提出する旨を公告し、かつ株主及び株主名簿に記載又は記録されている質権者に個別に通知し（同条第 2 項において準用する同法第 215 条第 1 項）その株券提出期間の満了の時に株式消却の効力が生じる（同法第 213 条第 2 項において準用する同法

これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。」というような規定がおかれることが多い。ここでも、「買入れ」と「消却」という文言が使用されているが、合理的解釈としては、まずは、「買受け」が予定されたものとみたくえ、その後、取得した株式につき「消却」が行われるものとするべきである。

⁵ 山田泰弘「種類株式」法学教室 NO.258、10 頁（ただし、「過度の規制ともいえよう。」と述べられている。）。なお、江頭憲治郎「株式会社・有限会社法（第 3 版）」198 頁においては、義務償還株式・持分の償還の場合には自己株式買受規制が一部を除いて適用されず、随意償還株式・持分（任意償還型）の買受については自己株式買受規制の適用を受けるとしているものの強制償還株式（強制償還型の随意償還株式）の償還については明確に述べられていない。

⁶ 穴戸善一「種類株式制度の自由化」法律のひろば 2002.4、27 頁

⁷ 前掲神田・武井 112 頁。強制消却と任意消却の意義については、前者が相手方の意思にかかわらず強制的に消却する場合をいうのに対して後者は相手方との合意により消却する場合をいうものとされるが、平成 13 年 6 月改正後は、商法にいう消却は強制消却を意味し任意消却は「自己株式の買受 + 自己株式の消却」となった（神田秀樹「会社法（第 4 版補正版）」87 頁）との見解もある。

⁸ 原田晃治、泰田啓太他「金庫株解禁等の理論と実務」17 頁等

⁹ 江頭憲治郎他「連載・改正会社法セミナー[第 1 回] Part1 自己株式（ジュリスト 1245 号 101 頁）同[第 8 回] Part4 種類株式（ジュリスト 1258 号 129 頁）

¹⁰ 商法第 210 条の規制は適用されないとしても上記のとおり商法第 222 条第 1 項第 4 号及び第 213 条第 1 項による配当可能利益に関する規制は及ぶことになる。この場合厳密には、商法第 210 条の配当可能利益による規制では、同条第 4 項が適用される結果、減資により減少した資本額や法定準備金の減少等に関する当該減少額を加えた範囲内で種類株式を買受けることができることになり、単純な「配当可能利益」とは異なることに留意する必要がある。

第 215 条第 2 項) こととなる¹¹。また、強制消却をする際には、抽籤又は按分比例の方法による等、株主平等原則を考慮する必要がある¹²。商法第 210 条の適用がないとすれば、定款に別段の定めがない限り、償還に関する定款の規定に従って強制償還を実行することは、取締役会の権限に属する。ただし、取締役会が償還を実行するためには、その実行以前に、確定した配当可能利益を償還資金として使用することを株主総会が承認(利益処分案の承認)する必要があると考えられる。したがって、強制償還を実行する場合、遅くとも、その直前の定時株主総会において、配当可能利益の中から償還資金への配分を決定して任意積立金としておく必要がある。

さらに、上記手続に関連して、証券取引法第 27 条の 22 の 2 第 1 項第 2 号では、「上場株券等の当該上場株券等の発行者である会社による取引所有価証券市場外における買付け等」のうち、「商法第 213 条第 1 項の規定による株式の消却又は償還株式の消却のための買付け等」のうち、多数の者が当該買付け等に関する事項を知り得る状態に置く方法により行われる買付け等」については公開買付の方法によらなければならないとしている。その対象は、「上場株券等¹³」に限定され、種類株式の買付を行う場合のうち、当該種類株式が取引所に上場されているか店頭有価証券市場で取引されている場合に限り本条が適用される。商法第 213 条は強制消却の場合のみに関する規定であるとの現在有力である見解¹⁴によると、この証券取引法の規定は、強制消却の場合でも公開買付の方法に従うことが必要な場合があることを明らかにしたものであるということになる。この点については、上記のとおり会社が特定の株主から株式を取得することなく、株主が株式を保有する状態のまま消却する強制消却の手続に際して、商法上要求される手続に加えて、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付等の申込等の勧誘を行い、株券等の買付等を行う手続¹⁵である公開買付の方法を用いることは合理的ではなく、理論的な整合性もないとも考えられないではない。また、商法改正に伴う証券取引法の改正においては(あくまで証券取引法の見方としては)証券取引法の発行者である会社による上場株券等の公開買付が、いわゆる自己株券等の買受け(任意消却)に該当するような場合のみ適用すべきとの考え方を前提に、むしろ商法の解釈の問題として、上記商法第 213 条は強制消却の場合のみに関する規定であるとの現在有力である立場に立たず、同条は自己株式の取得を行う任意消却の場合も含めた規定であるとの立場に従って立法されたものであると解する見方もある¹⁶。しかし、強制消却の場合にも公開企業が多数の株主からこれを行う場合には公開買付の方法によるべきであるという考え方もありうるどころであり、したがって、現行法の解釈としては、証券取引法第 27 条の 22 の 2 第 1 項第 2 号は、一定の場合には強制消却の場合にも公開買付の方法によることを要求するものであると解するしかないと思われる。

一方、強制「買受」株式の場合には、そこで意図されているのが「買受」である以上、自己株式買受規制が適用されるものと解さざるを得ないことになる。

2. 義務償還株式

学説上、義務償還株式の償還については、それが買受株式であろうが、あるいは消却株式であろうが、自己株式買受規制が全面的に適用されることはないとする見解が有力であり¹⁷、

¹¹ なお、商法第 213 条第 3 項の規定は資本減少の規定に従う株式の消却に関する規定であるため、償還株式の償還の場合には適用がないと考える(前掲原田他 18 頁参照)。

¹² 前田庸「会社法入門(第 9 版)」114 頁

¹³ 証券取引法第 24 条の 6、施行令第 4 条の 2

¹⁴ 前掲原田等 71 頁

¹⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項参照

¹⁶ 河本一郎・関要監修「新訂版逐条解説証券取引法」305 頁

¹⁷ かかる点に関する理論構成としては、義務償還株式に関する商法第 222 条第 1 項第 3 号及び第 4 号

自己株式買受規制が全面的に適用されるという見解は見当たらない。ただし、自己株式買受規制が全面的に適用されないとしながらも、商法第 210 条第 3 項の買受財源規制については適用すべきであるという見解もある¹⁸。

様々な理由付けが述べられているが、義務「買受」株式¹⁹による株式の取得は任意の有償取得を前提とする「買受」にはあたらない²⁰、又は義務「買受」株式に関する規定は自己株式買受規制の例外とされる「別段ノ定」に該当するという理由で自己株式買受規制に従う必要がないと考えることには合理性があると考えられる。ただし、上記のとおり、自己株式買受規制の適用に関するかかる解釈からは必然的に導かれるものではないが、会社の資本充実に考慮すれば、現実的には取得財源規制には従い、配当可能利益の範囲内で償還を行うべきと考えられる。なお、義務「買受」株式の消却手続については必ずしも明確でない。義務「買受」株式の場合には会社が当該株式をいったんは買い受けて保有することになり、その消却については、強制消却に関する商法第 213 条の規定に従う必要はなく、保有する自己株式の消却に関する同法第 212 条に規定される手続に従えばよいと考えられる。

一方、義務「消却」株式があるとすれば、「消却」株式である以上、自己株式買受規制の適用はないものと考えられる。この場合、商法第 222 条第 1 項第 4 号及び第 213 条第 1 項の規定に従い「利益」による消却しか認められないことになり、商法第 213 条の消却手続をとるべきであるが、その性格上同条第 2 項及び第 3 項は適用されないことになろう。

3. 任意償還株式

学説上、任意「買受」株式の買受については、自己株式買受規制の適用があるとする見解が有力である²¹。

これに対して、商法第 222 条第 1 項を第 210 条第 1 項の「別段ノ定」とみて、任意「買受」株式の買受についても自己株式買受規制の適用はないが、契約によって利益配当規制を回避することはできないことから、自己株式買受規制のうち取得財源規制のみは適用されるという見解も主張されている²²。

しかし、上記義務償還株式の場合と異なり、任意買受株式の場合には、このような買受を会社が任意に行うことは明らかである。このことからすると、任意「買受」株式については自己株式買受規制の適用があると考えることが合理的である。

任意「買受」株式の買受においては、当然には消却が予定されておらず、株式を買い受けた後に消却をしないで保有することも認められるが、消却する場合には商法第 212 条に従う

が商法第 210 条第 1 項の「別段ノ定」にあたるという見解（前掲神田 78 頁等）及び商法第 210 条第 1 項の「買受」は会社が任意に買い受ける場合のみを指し、義務償還株式のように会社に株式を買い取る義務が生じる場合には、そもそも同条の「買受」にあらず、自己株式買受規制の適用もないことを示唆する見解（前掲神田・武井 80 頁）がある。

¹⁸ 前掲江頭 198 頁、前掲穴戸 27 頁、前掲江頭他 129 頁等。前掲神田 78 頁も同様の見解であるが、あくまで立法論として述べており、現行法の下では適用はないと考えているようである。

¹⁹ 義務償還株式の場合には、現実の多くの定款規定からすれば原則として一旦会社が株式を保有することを前提とする「買受」株式が予定されているものと考えられるべきであろう。

²⁰ 原田晃治、中西敏和「金庫株解禁等改正商法をめぐる諸問題[上]」商事法務 1618 号、8-9 頁は、商法第 210 条の「買受け」は会社が任意に取得することを前提としているとする。

²¹ 前掲江頭 198 頁

²² 前掲穴戸 27 頁。この場合、任意償還を実行することは、取締役会の権限に属するものと思われるが、取締役会が償還を実行するためには、その実行以前に確定した配当可能利益を償還資金として使用することを株主総会が承認（利益処分案の承認）する必要があることになろう。

ことになる。

ところで、上記のとおり、任意買受株式の買受には自己株式買受規制の適用があるものとして対応すべきと思われるが、このような適用説に立った場合、解釈上必ずしも明確でないいくつかの問題に直面する。

まず、取得財源規制以外にも特定人からの買受として、定時株主総会の特別決議が要求され、また他の株主の売却参加権（商法第 210 条第 7 項）が行使される余地が生じる。しかし、かかる売却参加権を有する他の株主の範囲は同一「種類」の株式の株主に限定されるか、他の「種類」の株式の株主も含まれるかが必ずしも明確でない。この点、商法第 210 条第 1 項が決議事項の一つとして買受の対象となる株式の「種類」を列挙していることから、他の株主の売却参加権も種類ごとに考える見解がありうる。すなわち、商法第 210 条第 7 項の趣旨は、特定の者から自己株式を買い受ける場合に、株主平等の観点から他の株主を保護すべき要請が高いことにあるが、数種の株式が発行されている場合に全種類の株主間の平等までを要求しているわけではなく、同一種類の内での平等が要求されているにすぎないと考えられるわけである²³。一方、株主平等の原則を強調し、また、商法第 210 条第 7 項は別段「株主」の範囲を限定していないことから、他の種類の株主にも売却参加権があるとの考え方がある²⁴。この解釈に立った場合でも、定款で他の種類株主の売却参加権を排除する規定を置けば、商法第 222 条第 11 項の「各別ノ定」として有効と解釈するのが合理的であろう²⁵。もっとも、自己株式買受規制の導入時にすでに発行されていた任意「買受」株式についてはこのような措置をとることはできず、実際にこのような種類株式を発行した会社において「買受」を躊躇する例がみられ、実務的には障害を生じている。

また、このような売却参加権については、株主総会の招集「通知ヲ受ケタルトキハ」請求できる（商法第 210 条第 7 項）とされているため、議決権のない株主については招集通知は送られず、この請求権の基礎がない。以上の点に加えて、さらに、特定人からの買受については、種類株主総会の承認（商法第 346 条類推）の要否も検討すべき点である²⁶。

なお、任意償還株式の多くは、利益をもって消却する旨定款に書かれているが、このような株式に商法第 210 条が適用されると考える場合、同条第 4 項が適用されると、配当可能利益の範囲に留まらず、定時株主総会で行った資本金や法定準備金の減少等に関する当該減少額を加えた範囲内で当該種類株式の買い入れが認められることになり、定款との間で若干の違いが生じることになる。このような定款の定めがある場合には、定款の定めが優先し、その定めに従うことになる。

一方、任意「消却」株式という類型については、定款の定めに基づいて、株主と発行会社との間で株式を特定したうえ、特定された株式を、商法第 213 条、第 222 条第 1 項第 4 号の規定に基づき消却すると考えれば、そのような種類株式も理論上はあり得る。この場合、義

²³ 前掲穴戸 29 頁 注(20)

²⁴ 江頭憲治郎他「連載・改正会社法セミナー【第 2 回】part1 自己株式」ジュリスト No. 1247、98-100 頁は、株主平等の原則を貫徹すべきとの意見が強いとする。

²⁵ 小出一郎「種類株式の実務」商事法務 No. 1649、29 頁、前掲神田・武井 84 頁。なお、実務上はすでにこれにしたがった実例がある。例えば、「当会社はいつでも A 種優先株式を買受けて、利益をもって消却することができる。当会社が前号の定めにしたがって A 種優先株式を買受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第 210 条第 7 号の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第 6 項の招集通知の記載を要しない。」

²⁶ 前掲神田・武井 80 頁

務消却株式と同様、商法第 222 条第 1 項第 4 号及び第 213 条第 1 項の規定に従い「利益」による消却しか認められず、また、商法第 213 条の消却手続をとるべきであるが、その性格上同条第 2 項及び第 3 項は適用されないことになろう。しかし、元来このような類型の取引は、通常の当事者の意思からすれば「買受」と認識すべき類型であり、あえて、株主と会社との間での合意により特定された株式が株主の手元で消却により消滅するといった技巧的な概念を認める実益は乏しいものとする。

以 上

添付

1.別紙「種類株式と自己株買受規制の関係の整理」

別紙

< 種類株式と自己株式買受規制の関係の整理 >

	強制消却株式	強制買受株式 ²⁷	義務消却株式	義務買受株式	任意消却株式	任意買受株式
1. 配当可能利益規制（商法210条3項）の規制に服するか。	<p>×</p> <p>強制償還株式としての議論が多く、強制消却株式自体の議論ははっきりしないものが少なくない。しかし、商法210条は自己株式の「買受」がある場合に適用されるべきものであるから、商法210条の規制には服しないと考えるべきである（江頭他「改正会社法セミナー」第一回」Part 1」ジュリスト1245号100頁）。改正前からの商法222条1項の「利益を以てする株式の消却」に関する種類株式についても、商法213条の適用がある場合には商法210条の規制には服しないと考</p>	<p>自己株式買受規制に服するという見解（山田「種類株式」法学教室 No. 258、10頁（但し、過度の規制とする。）神田「会社法」第4版76頁他）と服しないと見解（宍戸「種類株式制度の自由化」法律のひろば2002、4、27頁）がある。但し、適用説には、強制買受株式に関しては「買受」がある以上、そもそも商法210条の適用はあると考える見解と買受種類株式は「別段ノ定」として自己株式買受規制に服しないとしつつも財源規制（商法210条3項及び210条ノ</p>	<p>×</p> <p>自己株式の買受には該当しないため商法210条の適用はない。但し、商法222条1項4号及び213条の適用はあるので、「利益」による制約には服する。</p>	<p>そもそも商法210条の「買受」に該当しない、又は「別段ノ定」に該当し、自己株式買受規制に服しないと説が有力である（江頭「株式会社・有限会社法」194頁、神田前掲76頁等）。但し、この説に立ちつつ、この場合でも、配当可能利益の範囲で行うべきとの見解がある。</p>	<p>×</p> <p>自己株式の買受には該当しないため商法210条の適用はない。但し、商法222条1項4号及び213条の適用はあるので、「利益」による制約には服する。なお、この類型は、理論的には存在し得ても（当事者の合意は、消却する株式の特定のためのもことになる。）この類型を認める実益には乏しい。</p>	<p>任意買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解が有力である（江頭前掲194頁、神田76頁等）。これに対して、任意買受株式に関しても商法222条1項が「別段ノ定」に該当し、自己株式買受規制は及ばないとする見解においても、実質的考慮から財源規制には服するとする（契約によって利益配当規制を回避することはできない。）（宍戸前掲29頁。但しこの見解は強制買受株式と任意買受株式をどこまで区別しているか必ずしも明らかでない。）</p>

²⁷ あえて強制「買受」株式であることを明示的に定款に規定していなければ、強制「消却」株式と認識すべきではないか。

別紙

	えるべきである（神田、武井編著「新しい株式制度」112頁、） ²⁸ 。但し、この場合でも、商法222条1項4号及び213条の利益の存在が条件とされる。	2)は(類推)適用されるという見解がある(宍戸前掲)。				
2. 定時株主総会の普通決議(商法210条1項の自己株式取得の授権)を要するか。	×	自己株式買受規制に服するという見解によれば、要することになる。逆に、「別段ノ定」として自己株式買受規制に服しないとの見解に立った場合でも、会社が自発的に買受を行う強制買受株式の場合は、手続き規定の規制も受けるとする見解とかかる規制を受けないとする見解がある(宍戸前掲)。	×	×	×	自己株式買受規制に服するという見解によれば、要することになる。

²⁸ 利益による消却を行うためには、事前に配当可能利益を償還資金して使用することを利益処分として株主総会で承認しておく必要がある(任意積立金の積立)。また、強制消却株式の消却の手続きに関しては、商法213条の規定に服するものとする(もっとも、同条3項については、資本減少による株式消却の場合の規定のため、適用がないものとする)。また、強制消却する際には、抽選や按分比例等を行う等株主平等の原則に配慮する必要がある。このように考えると、商法210条の適用はないとしても、類似の財源規制や手続規制はかかることになる。

別紙

<p>3. 期末の財産状況に基づく買受断念義務（商法 210 条ノ 2）が及ぶか。</p>	<p>×</p>	<p>強制買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、期末の財産状況に基づく買受断念義務が及ぶことになり、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、期末の財産状況に基づく買受断念義務は及ばないことになる。但し、買受種類株式は「別段ノ定」として自己株式買受規制に服しないとしつつも財源規制（商法 210 条 3 項及び 210 条ノ 2）は（類推）適用されるという見解もある（宍戸前掲）。</p>	<p>×</p>	<p>×</p> <p>前記のように自己株式買受規制が及ばないと考える以上は適用がないとすべきである。</p>	<p>×</p>	<p>任意買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、期末の財産状況に基づく買受断念義務が及ぶことになり、これが有力と思われる。一方、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、期末の財産状況に基づく買受断念義務は及ばないことになる。但し、買受種類株式は「別段ノ定」として自己株式買受規制に服しないとしつつも財源規制（商法 210 条 3 項及び 210 条ノ 2）は（類推）適用されるという見解もある（宍戸前掲）。</p>
<p>4. 特定株主からの買受到株主総会の特別決議（商法 210 条 5 項）が必要か。</p>	<p>×</p>	<p>強制買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、特定株主からの買受到株主総会の特別決議が必</p>	<p>×</p>	<p>×</p> <p>前記のように自己株式買受規制が及ばないと考える以上は適用がないとすべきである。</p>	<p>×</p>	<p>任意買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、特定株主からの買受到株主総会の特別決議が必</p>

別紙

		要ということになり、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、特定株主からの買受到株主総会の特別決議が不要ということになる。				要ということになり、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、特定株主からの買受到株主総会の特別決議が不要ということになる。
5. 他の株主の売却参加権（商法210条7項）に服するか。	×	<p>強制買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、他の株主の売却参加権に服するということになり、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、他の株主の売却参加権に服しないということになる。</p> <p>なお、「種類」の範囲については、同種の株式の範囲に限定されとの見解と限定されないとの見解がある。</p>	×	×	×	<p>任意買受株式に関しては自己株式買受規制に服するという見解によれば、他の株主の売却参加権に服するということになり、自己株式買受規制に服しないという（「別段ノ定」にあたる）見解によれば、他の株主の売却参加権に服しないということになる。</p> <p>なお、「種類」の範囲については、同種の株式の範囲に限定されとの見解と限定されないとの見解がある。</p>